

令和2年度

第5回越知町農業委員会総会議事録

(定例会)

令和2年9月30日

令和2年度 第5回越知町農業委員会総会会議録

令和2年9月30日 越知町農業委員会総会を越知町役場3階大会議室に召集された

1 会議日 令和2年9月30日（水）午前9時00分～午前9時35分

2 出席者

農業委員（9名） 会長 須内 啓次 職務代理者 和田 昌夫

1 藤田 一夫	2 吉田 忠	3	4 吉田 由太郎
5 箭野 正昭	6 橋詰 節	7 大原 利武	8 和田 昌夫
9 岡林 富士男	10 須内 啓次		

欠席委員（1名） 大原 典子

農地利用最適化推進委員（4名）

	濱田 學	斎藤 信夫	片岡 政彦
片岡 久一郎			

欠席委員（1名） 岡 義雄

事務局職員（3名）

局長 田村 幸三 農政係長 橋村 和佳 主事 西岡 亨

3 本会に出席を求めたもの

4 議事

議案第10号 非農地証明願いについて

議案第11号 越知町農用地利用集積計画について（協議）

5 その他

農業委員・農地利用最適化推進委員研修会（講師：農業会議）

6 閉会

開会及び議事 午前9時00分

会 長

皆さんおはようございます。本日も、お忙しい中出席していただきありがとうございます。

事務局からも報告あったように、本日総会后、農業会議の方に来ていただいて委員の研修会を開催しますので、出席お願いしたいと思います。長時間になりますがよろしくお願ひします。

本日は、大原典子委員と岡義雄委員が欠席です。署名委員は和田昌夫委員、吉田由太郎委員お願ひします。

議題は2件です。まず、議案第10号非農地証明願ひについて、事務局より説明お願ひします。

事 務 局

はい、説明させていただきます。議案第10号非農地証明願ひについて。

1番、申請人は〇〇の〇〇〇〇さん、調査委員は〇〇〇〇委員です。土地の所在地番は、〇〇字大ナロ1658番1、地目は畑、面積は935㎡、利用状況は平成15年から原野です。ほかに田が1筆、畑が1筆の合計3筆で1685㎡となっております。

2番、申請人は〇〇の〇〇〇〇さん、調査委員は大原利武委員です。土地の所在地番は、〇〇字〇〇1654番、地目は田、面積は145㎡、利用状況は平成15年から原野です。ほかに田が3筆、畑が3筆の合計7筆で2740.91㎡となっております。

3番、申請人は〇〇の〇〇〇〇さん、調査委員は大原利武委員です。土地の所在地番は、〇〇字〇〇1662番、地目は田、面積は138㎡の1筆です。利用状況は平成15年から原野です。

4番、申請人は〇〇の〇〇〇〇さん、調査委員は橋詰委員です。土地の所在地番は〇〇字〇〇117番3、地目は畑、面積は54㎡、利用状況は昭和47年から水道用地です。

現地の地図、写真等添付しておりますので、確認お願ひします。

以上です。

今回、新しい委員さんになって、非農地証明願ひが議案に出たのが初めてですので、簡単に非農地証明の判断基準等付け加えさせていただきます。漢字のとおり、農地でないところを証明するものです。耕作不適地とか、長期に放置されて山林、原野化して農地への復元が難しい場所、また復元されたとしても十分な営農が見込めず、今後田畑として活用できる見込みがない土地を非農地と言います。おおむね10

年以上耕作されていないことが、大まかな判断基準になります。  
地目を農地から別のものに変えたいという前提で、非農地証明願いが  
出てきたら委員さんに現地調査していただいて、農業委員会で証明を  
出しております。その後、法務局で地目変更の手続きをするのですが、  
法務局の申請の際に農業委員会の証明が必要になるという手順になり  
ます。

ほかにも、細かい基準があるのですが、委員さんに判断していただく  
基準としては大まかにこのような内容になっております。以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。続きまして、1、2、3番の現地調査の  
報告を大原利武委員お願いします。

7 番 委 員 27日に調査に行ってきました。現地は〇〇に通ずる道のちょうど  
中間地点になります。〇〇さん所有の1658番1、2、1665番は道路の  
すぐ下です。〇〇さん所有の1654番、1655番、1660番は約20年前ま  
では耕作されていましたが、今はかやが茂っています。

1658番1、1658番2、1665番1、1663番、1662番は15年前までは〇  
〇の人が田んぼを作っていましたが、現在はかやが茂って再生不能な  
感じです。1654番、1655番、1661番はその前から耕作されておらず、  
雑木林になって、手のつけようがないところです。〇〇さん所有の  
1662番もかやが茂って道路もありませんので、元に戻すのは困難な  
状態です。非農地と認定して構わないと思います。以上です。

会 長 ありがとうございます。続きまして、4番の報告を橋詰委員お願い  
します。

6 番 委 員 はい、28日に行ってきました。ここは灌水用のポンプ小屋になってい  
ます。西側は道で、東、北側は竹やぶになっていて、南側はポンプ小  
屋の入り口のドアがあり、その前は畑です。特に問題ないと思います。  
以上です。

事 務 局 長 補足説明をさせていただきます。4番は申請人が〇〇となっていますが  
近年、全国的に水路とか灌水の工事とかの関係で、土地改良区が増え  
ました。ですが、土地改良区の会計の管理が厳しくなり、小規模な自  
分たちで管理しているぐらいの土地改良区はなくてもいいのではない  
かというのが国の考えです。それに伴って、全国的に小規模な土地改  
良区は解散という流れになっています。〇〇土地改良区も総会におい  
て解散が決まりまして、財産を清算するために畑から水道用地に変更

して、その後〇〇地区に帰還することになりました。そのための手続きです。

〇〇土地改良区は解散にはなりますが、別の組織として残るという形になっていますので、補足説明とさせていただきます。以上です。

会 長

それでは、報告終わりましたので、審議に入ります。  
改良区はいつまでですか。

事務局 長

今年度中に清算されます。解散における知事の許可は受けとっています。今は清算期間です。財産の清算が終わりましたら、知事に報告して解散という形になります。

会 長

非農地証明願いについて、ご意見等ある委員さんはいませんか。

(質問、意見なし)

なければ採決に入ります。議案第 10 号非農地証明願いについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、全員です。ありがとうございました。

続きまして、議案第 11 号越知町農用地利用集積計画について(協議)

です。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により越知町長から諮問があった件について、審議を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、説明します。1 番、貸し手は〇〇の〇〇〇〇さん、借り手は〇〇の〇〇〇〇さんです。利用権の種類は賃貸借再設定で令和 2 年 11 月 1 日から令和 7 年 10 月 31 日までの 5 年間です。土地の所在地番は〇〇字〇〇239 番 1、現況地目は田、面積は 95 m<sup>2</sup>です。ほかに田が 5 筆、合計 6 筆の 3185 m<sup>2</sup>です。

以上につきましては農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満たしていることを確認しています。以上です。

会 長

はい、ありがとうございます。今回の利用権は私事になりますが、再設定です。ご意見をお伺いしたいと思います。

(質問、意見なし)

私は当事者になりまして、採決もとれませんので、ここからは職務代理者の和田委員に進行を務めていただきたいと思います。

職務代理者

それでは、会長に代わり進行させていただきます。須内委員は退室

お願いします。

(須内啓次委員退室)

職務代理者

特にご意見ないようでしたら、採決に入ります。議案第 11 号越知町農  
用地利用集積計画について賛成の方は挙手お願いします。

(全員挙手)

はい、挙手全員です。可決されました。ありがとうございました。

(須内啓次委員入室)

会 長

ありがとうございました。本日の議案は以上です。その他に入ります。  
小休します。

その他

閉会 午前 9 時 35 分